

第 2 2 期 第 4 0 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階 「ガーネットの間」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	東 信 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 総括主幹	長 根 幸 人
	〃 総括主幹	白 板 孝 朗
	〃 主 幹	東 野 敏 及
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
事 務 局	海区漁業調整委員会事務局 事務局長	三 橋 潤一郎
	〃 主幹専門員	田 中 規 雄
	〃 技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された

第2号議案：青森県漁業調整規則の改正について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された

第3号議案：令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された

第4号議案：令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された

第5号議案：西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された

第6号議案：西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された

第7号議案：西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第22期第40回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、新年初めての委員会ですので、皆さん、あけましておめでとうございます。

本県水産業は、主要魚種であるイカ、サケなどの大不漁、そして陸奥湾ホタテの高水温による被害と、非常に厳しい状況が依然として続いております。なかなか明るい話題がありませんが、令和7年を迎え、本県水産業が早期に復活できるよう、また、委員及び関係者の皆様にとって良い年となるよう、心からお祈りいたします。

さて、第22期第40回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案7件、報告事項2件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数１５名のところ、過半数を超える１０名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第１４５条第１項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第１３条第２項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、古川委員と福田委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第１号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第１号につきまして説明します。

議案第１号資料の１ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

資料1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業魚種、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を中心に説明させていただきます。

まず、2ページ目ですけれども、こちらの漁業魚種は、小型いか釣り漁業のするめいかでございます。

この2ページ目の上段ということですが、こちらは、漁業を営む者の資格として、青森県内に住所を有する者ということで、県内の漁船で256隻となっております。

その下の下段の方は、同じ内容で、北海道の漁船で144隻となっております。

続いて、3ページ目の方に移りますと、3ページ目、上の方は、秋田県の漁業者で4隻

その次が山形県の漁業者で同じく4隻

一番下が、石川県の漁業者で2隻となっております。

4ページの方に移りますと、こちらの方は、福井県の漁業者で5隻

下の段が鳥取県の漁業者で5隻となっております。

5ページ目の方に移りますと、島根県で1隻

中段は長崎県の漁業者で2隻

最下段では、岩手県の漁業者で24隻となっております。

魚種の最後の6ページの方に移りますと、上段では、宮城県の漁業者で6隻でございます。

中段、これは千葉県で1隻

一番下では、新潟県で3隻となっております。

以上が、小型いか釣り漁業、するめいかの内容でございます。

引き続き、7ページ目を御覧いただければと思います。

こちらの魚種は、かれい・そいの小型定置漁業でございます。

漁業を営む者の資格として、外ヶ浜町に住所を有する者ということで3人となっております。

続いて、最後のページですけれども、8ページ目を御覧いただきたいと思います。

3段に分かれています。上段がほたてがいの潜水器漁業でございます。

西共第51号の共同漁業権の漁業権者ということで、むつ市漁協の1人

そして中段ですが、こちらは、なまこ潜水器漁業ということで、同じく西共51、53号の共同漁業権者ですので、同じくむつ市漁協で1人となっております。

一番下のささえ・あわび潜水器漁業ということで、久共第1、2号の共同漁業権者のうち、秋田県に住所を有する者ということで、秋田県の漁協の1人ということになってございます。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたします。と思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

青森県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、漁業法第57条第5項及び第119条第8項、水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、別添のとおり諮問します。

以上となりますが、これは漁業法及び水産資源保護法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第2号につきまして、引き続き補足説明させていただきます。

資料の方は2ページ目というか、裏の方を御覧いただければと思います。

今回の県規則の改正部分ということで、新旧対照表が記載されています。

改正の内容は、大きく分けて2つでございます。

1つ目ですけれども、この新旧対照表に記載しています左側、改正案のところですけども、上の第51条のところを御覧いただければと思います。

この条文に新たに下線を引いた第2項を加えるというふうな内容でございます。

その改正理由でございますけれども、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律の一部を改正する法律が、既に、これは令和6年の6月に公布されておりまして、実際には、同じく令和6年の7月に施行されております。

この内容ですけれども、新旧対照表に記載されているとおりでございますけれども、衛星船位測定送信機等の備え付けであるとか、操業中の電子機器の常時作動を命じられた者は、通信の妨害、その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない、というふうなことを新たに規定するものでございます。

漁業法が改正されたことを受けまして、本県に限らずですけども、全国的に各県の漁業調整規則も改正していくというふうな形になっております。

こちらが、改正内容の1つ目の大きな項目でございます。

2つ目の改正の内容、大きな改正の部分のもう1つ、2つ目でございますけども。

同じく新旧対照表の左側、改正案のところの規則第58条の部分でございます。

こちらは、刑法が改正されて、実際には令和4年6月に公布されているんですけども、改正の内容が懲役刑であるとか、禁固刑というものが一本化されて、「拘禁刑」というのが新たに創設されたことによるものでございます。

この改正の内容が、今年、令和7年の6月から施行されることになっています。

この刑法改正による罰則の改正ということですけども、他の法律であるとか、あるいは都道府県が制定する条例や規則というふうな部分の罰則関係の部分というのに全て影響してきますので、これをある意味で自動的に改正するという内容になってございます。

以上が、大きな1つ目、2つ目の改正内容でございます。

県からの補足説明は以上でございます。

審議の方、よろしくしお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、何か御質問、御意見はありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしますと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号「青森県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いします。

次の議案に入りますが、会議時間短縮のため、関連のある議案第3号「令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」及び議案第4号「令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮

間について（諮問）」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明します。

まずは、議案第3号につきまして、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

諮問書

令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和7年1月9日付け6水管第2941号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回の諮問は、国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか意見を求めているものでございます。

詳細については、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

続いて、議案第4号を説明いたします。

議案第4号の資料の1ページ目を御覧ください。これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

諮問書

令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表（公告）を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

この際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理期間と同様に、同法第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続

き後に報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、この件につきましても、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりです。

また、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白板総括主幹

栽培・資源管理グループの白板です。

議案第3号につきまして、補足説明させていただきます。

令和7管理年度ということで、今年の4月から来年の3月まで、1年間の本県へのくろまぐろの当初配分につきまして、委員会に意見を求めるものであります。

裏面の方に、本県への配分数量、くろまぐろ小型魚、大型魚、それぞれ示してございます。こちらの数量の根拠につきましては、昨年の国際会議の結果ですとか、対面並びにオンライン方式で開催されましたTAC意見交換会における国からの説明のとおりとなりますが、改めて簡単に説明させていただきますと。

今年度の国際会議におきまして、我が国全体の漁獲枠を大型魚には1.5倍、小型魚は1.1倍に拡大する提案が正式に承認され決定したこと。

そして、国内配分につきましては、沿岸漁業により配慮した形で配分されたことを受けまして、本県の小型魚につきましては従前の286.6トンから53.9トン増加して、340.5トン。

大型魚につきましては、前回の508トンから177.8トン増加して685.8トンという内容になってございます。

続きまして、議案の第4号について補足説明をさせていただきます。

諮問の内容につきましては、そこに記載されている文章のとおりとなりますが、こちらは、今年度の管理期間と同様の諮問の内容となっております。

令和7管理年度における漁獲枠の融通を迅速に進めるためのものでございます。御理解いただければと思います。

県からの補足説明は以上となります。

御審議、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、議案第3号及び議案第4号については、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、皆さん、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは議案第3号及び議案第4号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いします。

続きまして、議案第5号「西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について」、議案第6号「西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について」及び議案第7号「西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

まず、議案第5号につきまして、資料1を御覧ください。

これは、青森県小型いか釣り漁業協議会堀内会長から、過剰光力設備の抑制による経営安定のために、令和7年1月9日付けで発せられた依頼文です。

内容は、指示の有効期間を1年更新した以外は、昨年と同じ内容になっておりますので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料2を御覧ください。

これは、令和7年度における当委員会の指示案です。前段を読み上げます。

西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示

青森県西部海区漁業調整委員会指示第1号

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条第1項の規定のより、次のとおり指示する。

令和7年2月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 堀内会長 堀内精二

以上となっておりますが、この指示の内容は、これまでと同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、年次を1年更新した部分を除いて昨年と同様であり、階層別の集魚灯の合計光力は指示の内容のおり、加えて20キロワット以内の作業灯を認め、水中集魚灯は使用禁止とする内容となっております。

続いて、議案第6号の説明をいたします。

これは、5トン未満のいか釣り漁業について、平成3年以降、委員会の承認制とし、委員会指示を発動してきているものでございます。

先に資料2を御覧ください。

令和7年度漁期における指示案です。前段を読み上げます。

西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示

青森県西部海区漁業調整委員会指示第2号

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年2月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 堀内会長 堀内精二

以下、年次にかかる部分を1年更新した以外は、昨年度と同内容となっております。

戻りまして、資料1の方を御覧ください。

令和7年度の承認に係る事務取扱要領（案）でございます。

昨年度の変更点は、様式まで含めて年次に係る部分を1年更新したものといたします。

また、6ページでございますが、6ページの第4号様式、船橋楼に表示する標識の地形図の色、これにつきまして、令和7年度は山吹色ということにしております。

続いて、資料3を御覧ください。

これは、承認事務及び着業を円滑に進めるための内規ということになっております。

1の（1）でございますが、適正な申請があった場合の承認事務を表にまとめたものでございます。

表のアのケース、前年度実績船は、委員会の付議を不要として承認すること。

表のイからカのケースにつきましては、委員会が事情やむを得ないものと認め、会議に付することを省略して承認事務を進めるとしているものでございます。

表のキのケース、新規承認申請の場合は、委員会に付議し、事情やむを得ないと認めることの可否を御審議いただいた上で承認することとしております。

(2) については省略いたします。

続いて、2 ページ目、裏面の (3) でございます。

承認隻数枠は、これまで同じく県内船 4 9 0 隻、県外船 7 0 隻としております。

なお、イのところ、注 3 の 2 行目において、「若干」と記載されておりますが、その下の方にある※のとおり、資源管理に関する国の基本方針及び県の保存及び管理の方針において、数量配分に係る用語の変更に伴い、「若干」につきましては、現在、現行水準ということに改められております。

(4) につきましては、省略いたします。

下の方、2 につきましては、次の議案である、自家用釣り餌用いか釣り漁業についての規定でございますが、承認につきましては、ほぼ本業のいか釣り漁業の操業承認に準ずる内容となっております。

続いて、議案第 7 号の説明をさせていただきます。

これは、いか釣りを本業とせずに、自らの釣り餌用として使用するするめいかの採捕のための操業承認であり、平成 2 3 年から指示を発動しているものでございます。

先に資料 2 の方を御覧ください。

令和 7 年度漁期における委員会指示案です。前段を読み上げます。

西部海区管内における自家用釣り餌用いか釣り漁業の操業の指示

青森県西部海区漁業調整委員会指示第 3 号

青森県西部海区管内における自家用釣り餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

令和 7 年 2 月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 堀内会長 堀内精二

内容につきましては、年次に係る部分を 1 年更新した以外は昨年度と同じものになっております。

続いて、戻って、資料 1 の方を御覧ください。

自家用釣り餌用いか釣り漁業の操業承認の事務取扱要領案になりますが、昨年度の変更点は、年次に係る部分を 1 年更新したものとなっております。

以上が議案 3 件に係る事務局からの説明になります。

なお、指示案につきまして、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

県の方からは補足説明はございません。

審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第5号、議案第6号及び議案第7号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項1「令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）を県から報告をお願いいたします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、堀内会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白板総括主幹

県から報告をさせていただきます。

令和6年12月25日付け、県は漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表いたしております。

2枚目以降には、その県報写しを登載してございます。

変更の内容につきましては、表にありますとおり、小型魚が311.6トンから11.1トン増えて322.7トン。

大型魚が646.4トンから4トン減って642.4トンとなっております。

これは、国の仲介により、本県の大型魚の知事管理漁獲可能量4トンと大中型まき網漁業の小型魚の漁獲可能量4トンとの交換。そして、大中型まき網漁業から小型魚の漁獲量7.1トンの譲受が成立したことによるものでございます。

なお、この変更につきましては、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がございますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会等、関係者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和5年1月6日付け、青水振第1343号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

以上です。

堀内会長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、御質問等がないようですので、皆さん、異議なしでよろしいでしょうか。

報告事項ですね、すみません。

それでは、次に報告事項2「日本海・九州西広域漁業調整委員会第32回日本海北部会及び第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告をお願いします。

三橋事務局長

それでは、説明させていただきます。

日本海・九州西広域漁業調整委員会の北部会と本委員会は、令和6年11月26日に東京のAP市ヶ谷で開催されております。

本委員会からは、立石委員が出席しており、傍聴人として、事務局から私も同席いたしました。

資料の1ページ目を御覧ください。概要について説明いたします。

議題にあがりました、広域魚種の資源管理につきましては、マガレイ、ハタハタ及びスケトウダラの3魚種について報告がありました。

マガレイ、ハタハタは資源水準が低位、資源動向も減少

スケトウダラは、低水準ながらも増加傾向にあるという報告がございました。

その他の方では、来年もこの部会については、同時期に開催されるということになっております。

裏面、2 ページ目を御覧ください。本会議の方でございます。

会議概要の議題の方を御覧ください。

(1) でございますが、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について。

これにつきましては、原案どおり、新たに委員会指示を発動するということを決定、また発動しております。

この中で①の次に掲げる条件を満たすことを承認条件とするということで、②から⑤までありますが、この中で②の実績は、過去2 か年において1 キロ以上の漁獲を有することということで、この条件が付いております。

また、今回、⑤としまして、一定の要件を満たす者について、地位承継以外の新規承認も認めるということにしております、全国で5, 0 0 0 件の新規承認枠を設定し、各県で新規承認要望調査を実施、国に報告しているということになっております。

⑥でございますが、承認期間は令和7 年4 月1 日から2 か年ということになります。

(2) でございますが、くろまぐろ遊漁専門部会を設置するということで、原案どおり設置が認められ、本広域調整委員会からは、田中栄次委員と中島均委員が委員として選任されました。

また、遊漁者団体から4 名の専門委員が選任され、3 広域漁調合同で開催される同部会において遊漁に関する指示案、今後の遊漁のあり方等を議論するということにしております。

(3) 遊漁者の委員会指示違反に対する対応でございますが、これまでどおり違反者に対しては、速やかに大臣の裏付け命令が発出されるという取り扱いとすることにしております。

その他、(4) は、各部会における資源管理の取組の報告

(5) は、その他ということで、次回の広域漁調を2 月の2 5 日に開催するということになっております。

事務局からの説明は以上でございます。

堀内会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

それでは、御質問等がないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして、第２２期第４０回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後 ２時 ８分